

議会改革検証委員会協議事項

令和4年12月8日（木）
午後3時45分
議会運営委員会室

- 1 議会改革の取組の検証に関する報告書案について
- 2 その他

議会改革の取組の検証に関する報告書(案)

令和4年6月9日の議会運営委員会において、議長から諮問を受けた「議会改革の取組の検証に関する事項」について、調査、検討を行い、その結果をとりまとめたので、次のとおり報告いたします。

I 検証の背景、経過

1 背景

本県議会は、議会として果たすべき責務や役割を県民に明らかにするとともに、議会が県民の負託に的確に応え、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする兵庫県議会基本条例（以下「条例」という。）を平成24年3月に制定し、条例の理念のもと議会改革に取り組んできた。

今任期においても、議会機能の充実・強化につながるICT化や県民に開かれた県議会の実現に向けた方策等の検討を行い、タブレット導入による原則ペーパーレス化や感染症まん延等に対応する委員会条例の改正、新型コロナウイルス感染症拡大期におけるオンラインによる委員会調査の実施、委員会資料のホームページ掲載などの改革を推進してきた。

今後とも、継続的に議会改革に取り組み、実効性のあるものにするためには、条例第24条に規定するとおり「取組の状況について定期的な検証を行う」ことが重要であり、新議会においても議会改革の取組を継承し、さらに進展させていく必要があることから、議員任期最終年という節目となる今年度、「議会改革の検証」について、議長から議会運営委員会に諮問がなされた。

2 検証の経過

議長からの諮問に基づき「議会改革の取組の検証に関する事項」の調査・検討を行うため、令和4年6月9日、議会運営委員会に小委員会である「議会改革検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、6月16日の第1回検証委員会以降、計7回にわたり活発に協議を重ねてきた。

II 検証項目

7月19日の検証委員会において、次のとおり検証項目を決定した。

検 証 項 目

- 1 議会運営委員会の所管事項
(議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項)
 - (1) 議会運営のICT化
 - ① ペーパーレス化の検討について
 - ② オンラインによる委員会開催について
 - ③ 押印見直しに併せた議会関係書類の取扱いについて
 - ④ 本会議の会議録の内容について
 - (2) 円滑・効率的な議会運営の確保
 - ① 議会内における選挙の円滑な運営について
 - (3) 議会における危機管理対応
 - ① 震災25年を踏まえた危機管理に関する検討について
 - (4) 開かれた県議会
 - ① 陳情の取り扱いについて
 - ② 常任委員会の2日開催について
 - (5) 議会広報の充実
 - ① 常任委員会及び議会運営委員会資料の議会HP掲載について
 - (6) 議決機関としての役割
 - ① 専決処分について
- 2 議会運営委員会の所管以外の事項
 - (1) 円滑・効率的な議会運営の確保
 - ① 意見書の取扱について
 - (2) 開かれた県議会
 - ① 県議会における公文書管理のあり方検討について
 - ② 常任委員会記録のあり方について
 - (3) 議会広報の充実
 - ① 若者の県議会への関心を高める取組について
 - ② 「若者向け議会広報ポータルサイト」の開設について
 - (4) 政務活動費の適正運営
 - ① 政務活動費について
 - (5) その他
 - ① 議員連盟のあり方について
 - ② 夏のエコスタイルへの県議会の対応について

Ⅲ 検証の結果

各検証項目について、実施効果（成果）や課題を整理し、改善方策について協議を行った。

1 議会運営委員会の所管事項（議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項）

（1）議会運営のICT化

① ペーパーレス化の検討について

- ・会議のペーパーレス化を進めるため、管理要領を定めた上で、全議員へタブレット端末を配付し、試行的に導入した [R3.2 定例会]。
- ・本格運用を開始し、議案等資料の原則ペーパーレス化を実現した [R3.6 定例会～]。

【ペーパーレス会議開催件数】

R 2 : 70 件 (R3.2～)、R 3 : 328 件、R 4 (見込み) : 350 件

【実施効果（成果）】

- ・タブレット端末の導入は、本会議等携行資料の減少はもとより、資料の確認や整理等が容易、データの蓄積による過去資料の検索や閲覧が可能といったデジタル機器の利点を活かす一定の成果があった。
- ・原則ペーパーレス化により、印刷やファイリングに要する時間の削減、資料の迅速な差替えが可能になるなど、本会議・委員会にかかる事務作業の軽減に寄与するとともに、印刷経費及び用紙代の削減につながった。

【課題】

- ・タブレットの資料を更新するには登庁する必要がある。
- ・資料閲覧中心の利用であり、スケジュールや連絡先の管理、メール送受信、管内調査資料の閲覧に対応できていない。
- ・データ印刷のプリンターが固定されている。
- ・メモ書き機能が充実しておらず、手書き対応となっている。

【改善方策】

端末の利便性の向上を図るため、セキュリティを確保した上で Wi-Fi 環境がない場合でもオンライン会議等に対応できる端末への変更、議員の私用端末の活用、プリンターの選択や庁外でデータ入手が可能となるタブレット機能強化について、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

なお、検討にあたっては、通信費用の発生や、議会 LAN を含む県庁 WAN への外部からの接続がセキュリティ上認められるかといった課題があることもあわせて申し送ることとした。

② オンラインによる委員会開催について

- ・新型コロナウイルスなどの感染症のまん延や大規模災害時等において議員が会議へ参集することが困難な状況においても、県議会がその責務を果たせるよう、オンラインによる委員会開催を可能とする委員会条例の改正を行った[R3.3改正]。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に県議会と県民局等をオンラインで接続し、管内調査を実施した。

【オンラインによる管内調査開催件数】

R 3 : 9 件 (農政環境、文教常任委員会各 2 件、その他の常任委員会各 1 件)

R 4 : 1 件 (健康福祉常任委員会 1 件)

【実施効果 (成果)】

- ・感染症のまん延や大規模災害時でも議会の調査活動が可能となる方法が用意されたことに意義がある。
- ・オンラインによる管内調査は、新たな議会運営方法の一つになる取組として、一定の成果があった。

【課題】

- ・オンライン委員会開催のための庁内環境整備が不十分である。
- ・オンライン開催には一定の手続きや準備を要するため、即時対応が困難である。

【改善方策】

- ・全常任委員会の録画配信及びネット中継を可能とするために、庁舎大規模改修時などのタイミングで、大・中会議室以外の委員会室等にオンライン開催設備を整備することについて、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。
なお、検討にあたっては、大・中会議室並みの映像設備を設置する場合は大規模改修工事 (簡易な固定式・Web カメラ設置の場合、費用は安く済む) が必要となるほか、動画の圧縮・変換等を行う機器や回線の追加、サーバの拡充等といった課題があることもあわせて申し送ることとした。
- ・また、議員がオンライン委員会に参加するために必要となるパソコンやタブレット操作の研修会を定期的に行うことで合意した。

③ 押印見直しに併せた議会関係書類の取扱いについて

行政のデジタル化の動向を踏まえた議会関係書類の押印の廃止に併せて、下記について、実施した。

- ・ 応招通告書を廃止 [R3. 2]。
- ・ 議員及び委員長の押印等を廃止した 24 種類の様式書類について、メール送信及びペーパーレス化を実施 [R3. 4~]。

【実施効果(成果)】

- ・ 必要書類のデータ通信が可能になったことなどにより、事務手続きの簡素化及び効率化、ペーパーレス化に一定の成果があった。

【その他】

- ・ 押印が求められる様式書類が残っているとの意見があった。

④ 本会議の会議録の内容について

- ・ 本会議会議録の印刷製本について、ホームページ掲載等の方法で確認が可能な参考資料の掲載を取りやめ、議事のみ掲載に簡略化した [R1. 9 定例会から実施]。
- ・ データ配布等によって印刷部数を削減した [R3. 2~]。

【経費削減効果】(対H30)

R 1 : ▲0.6 万円 (R1. 9~)、R 2 : ▲17.6 万円、R 3 : ▲27.7 万円、
R 4 (見込) : ▲約 27 万円

【実施効果(成果)】

- ・ 掲載内容の簡略化やデータ配付等によって、事務局職員の負担軽減、経費節減、ペーパーレス化等、一定の成果があった。

【その他】

- ・ 簡略化が会議録の早期完成に結びついていないとの意見があった。

(2) 円滑・効率的な議会運営の確保

① 議会内における選挙の円滑な運営について

副議長選挙において、2年続けて有効・無効の判断が難しい投票が確認されたため、立会人の意見相違や選挙結果に異議が出された場合の議事運営について「議会内における選挙の円滑な運営に係る確認事項」を確認した [R3. 1]。

【実施効果(成果)】

- ・ 判断が難しい投票内容への対応等を整理・確認し、対処をあらかじめ決めてお

くことにより、円滑・効率的な議会運営に一定の成果があった。

(3) 議会における危機管理対応

① 震災25年を踏まえた危機管理に関する検討について

大規模災害その他の緊急事態へ対応するため、議会基本条例の改正、申し合わせの再点検・徹底、議場の安全確保等の検討を行い、下記について、実施した。

- ・議会基本条例を改正し、第9条として「大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応」を追加 [R2.3 改正]。
- ・クラウドメールを活用した安否確認訓練の実施 [R2.1~]。
- ・本会議場への防災用ヘルメットの配備 [R2.4~]。

【安否確認訓練の実施件数】

R1~：毎年度1件

【実施効果（成果）】

- ・条例改正、クラウドメールでの安否確認訓練、本会議場への防災用ヘルメット配備等、非常時に対する備えが一定程度進み、議会の危機管理体制強化に繋がった。

【課題】

- ・災害時の初動体制を確保するための手順などが明らかではない。
- ・今後も継続した訓練や訓練内容等の見直しが必要。
- ・安否確認メールの返信ができていない議員がいる。

【改善方策】

- ・既存の「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や、議員向けの「危機発生時初期行動」についてあらためて周知を図ることとした。

(4) 開かれた県議会

① 陳情の取り扱いについて

委員会回付分(全体の約15%)以外の陳情書等について、正副議長以外の議員は内容を把握できない状態であったため、取扱いの見直しを実施した [R1.10~]。

- ・議長は、陳情書等の写しを全議員に供覧。
- ・議員から関係委員会の委員長を通じて陳情審査の申し出があり、議長が当該委員会での陳情審査が必要と認めるときは、陳情書等を委員会へ回付。

【全議員の閲覧に供した陳情件数】

R1：23件(R1.10~)、R2：33件、R3：43件、R4：22件(R4.10末)

【実施効果（成果）】

- ・受理した陳情書等の内容を全議員が把握可能となることで、それぞれの議員活動に活かすことが可能となり、議員活動の充実に一定の効果があつた。
- ・各議員の申し出により、必要に応じて委員会での審査につながることで、幅広い県民の声に応えられる点で一定の成果があつた。

【その他】

- ・陳情者の意見陳述等、意思を反映させるための具体化が必要との意見があつた。

② 常任委員会の2日開催について

常任委員会の2日開催（A・B日程）継続の必要性について検討を行い、常任委員会の日程確保を柔軟に行うために、インターネット中継の回数を確保しつつ、分割開催実施前の方式である、各委員会が開催日を決定する方式へ変更した[R2.6～]。

【実施効果（成果）】

- ・各委員会が開催日を決定する方式へ変更したことにより、常任委員会の日程確保がより柔軟に行えるようになり、効率的な委員会運営に一定の成果があつた。

【課題】

- ・県民から、全委員会が同日開催の場合は1つの委員会しか傍聴ができないとの意見がある。
- ・ほとんどの委員会が同日開催となり、常任委員会の2日開催（A・B日程）時には4委員会でも可能であったネット中継が、同日開催では2委員会になっている。

【改善方策】

- ・大規模改修時などのタイミングで、大・中会議室以外の委員会室等をオンライン開催設備を備えた委員会室とすることについて、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。（詳細は前掲、(1)②の改善方策に記載）

（5）議会広報の充実

① 常任委員会及び議会運営委員会資料の議会HP掲載について

常任委員会及び議会運営委員会の活動に係る県民の理解促進に向けて、会議資料の議会ホームページへの掲載を行った（掲載期間は開催年度と前年度の2箇年分）[R3.11～]。

- ・常任委員会資料 [11.17～]、議会運営委員会資料 [11.24～]

【実施効果（成果）】

- ・ 県民が委員会資料を閲覧できることは、オープンな県政の推進に一定の成果があった。
- ・ 掲載資料（特に常任委員会資料）に一定数のアクセスがあり、県民の関心の高さも感じられる。県議会の活動の周知、理解促進、関心の拡大等に繋がり、一定の成果があった。

【課題】

- ・ 掲載資料のファイル名が「関連資料」となっており、一目では議事内容が分かりにくい。

【改善方策】

- ・ 委員会資料掲載開始時に遡り、議事内容が伝わるファイル名へ変更した[R4. 11]。

【その他】

- ・ 掲載資料が2箇年分だけの掲載となっており、任期4年分の掲載が必要ではないかとの意見があった。

（6）議決機関としての役割

① 専決処分について

知事が専決処分をする場合の事前通告の必要性について検討し、当局に対し、処分後のすみやかな報告を依頼した [R1. 12. 13 企画県民部長宛]。

【実施効果（成果）】

- ・ 専決処分は議会を招集する時間がない等やむを得ない場合に限り行われるものであり、本来処分後速やかに報告されるべきものであることから、議決機関としての議会の役割・重要性を当局が再確認する意味で一定の効果があった。
- ・ 当局と議会との緊密な情報共有に一定の成果があった。

◎継続検討項目及び検証の過程で各会派から追加提案のあった検討項目

（1） 議会BCPについて

感染症拡大期や大規模災害時においても議会機能を停止させず、必要な対応を行うための対策等の検討を行った。新型コロナウイルス感染症が一定収束した後、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」での対応等を含めた検証を行い、その上でBCPの必要性を含めた協議を行うよう、新議会に申し送ることとした。

なお、初動体制確立については、「震災25年を踏まえた危機管理に関する検討」を今後の議論の基礎とすることとした。

(2) 常任委員会の映像の保管、活用について

常任委員会室で開催される常任委員会についてもインターネット中継を行い、映像を記録するとともに、その映像や音声を議員が活用することについて検討を行った。前掲1(4)②の改善方策とあわせて、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

(3) 閉会中の常任委員会での「その他」における効果的、効率的な質疑について

閉会中の常任委員会の議事「その他」における質疑のあり方について、効果的・効率的な委員会活動や出席者の働き方改革、緊急性がある課題への対応等を踏まえた上で、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

2 議会運営委員会の所管以外の事項

(1) 円滑・効率的な議会運営の確保

① 意見書の取扱について<各会派政務調査会長会所管>

6月及び12月定例会における会派発案の意見書の協議・調整の日程に余裕を持たせるため、意見書提出日程に関する慣例を見直して、第1回目の政調会長会開催を前倒しした [R3.12~]。

【実施効果（成果）】

- ・日程に余裕が出来たことにより座長による文案調整の時間が確保され、各会派から提出された意見書案に対し、より慎重な協議・調整等が行うことが可能となり、一定の成果があった。

【その他】

- ・請願先議の原則から、同様の請願が出された時には、政調会長会で再検討できるようにしておく必要があるとの意見があった。

(2) 開かれた県議会

① 県議会における公文書管理のあり方検討について<公文書管理委員会所管>

- ・公文書の適正な管理を確保するため、「兵庫県議会の公文書の管理に関する条例」を制定した [R1.12]。
- ・同条例に基づき必要な事項を定める公文書管理委員会を設置し、「兵庫県議会公文書管理規程」を制定した [R2.3]。

【実施効果（成果）】

- ・条例や規程の制定、公文書管理委員会の設置により、適正な公文書管理、ひいてはリスク管理、業務の効率化に一定の成果があった。

② 常任委員会記録のあり方について<公文書管理委員会所管>

常任委員会記録のあり方（要約の是非）について検討を行い、要点記録から逐語記録に変更した [R2. 10～]。

【実施効果（成果）】

- ・逐語記録の方が会議の内容を正確に記録することができ、文脈から発言趣旨を捉えやすく、議論の経過や議会の意思決定の過程をより明らかにする点で一定の成果があった。
- ・事務の簡略化、事務作業の減少・迅速化につながった。

（3）議会広報の充実<広報委員会所管>

議会広報について、広報委員会において「県議会広報基本方針（令和元年第1回広報委員会決定）」に基づき検証し、取組実績及び実施評価、今後の取組をとりまとめた。（資料1）

（4）政務活動費の適正運営

① 政務活動費について<各会派代表者会議所管>

R3. 4 の政務活動費住民訴訟判決を踏まえ、具体的な基準づくりも含め、議会としての考え方を再整理した。

- ・県政報告紙に掲載する写真・プロフィール等の取扱いに関する「政務活動費の手引」の記載を充実した [R4. 4]。

【課題】

- ・動画配信等の新たな政務活動ツールの登場やコロナ禍における政務活動など、社会情勢等の変化に合わせた基準の更新が必要。
- ・県政報告紙の掲載に係る絶対的な基準をつくることは難しいので、政務活動にふさわしい掲載について不断の見直しを行う必要がある。

【改善方策】

- ・政務活動費の運営にあたっては、社会情勢や判例等を踏まえながら、必要に応じて適切に基準等を見直していくことで合意した。

（5）その他

① 議員連盟のあり方について<各会派代表者会議所管>

単国会派で構成する議員連盟及び全議員に加入案内がなされていない複数会派で構成する議員連盟について、そのあり方や事務局職員の配置等について協議を行い、見直しを実施した。

- ・単国会派で構成する議員連盟については事務局職員の配置を取りやめ [R3. 3～]。

- ・複数会派で構成する議員連盟について、議長調整案を提示して協議した結果、「当面、議員連盟を構成する会派を担当する政務調査員が補助にあたる」ことに決定 [R4. 3～]。

【実施効果（成果）】

- ・単国会派で構成する議員連盟については事務局職員の配置をとりやめることにより、事務局職員の負担軽減につながった。

【課題】

- ・議会における議員連盟の位置づけや有志の会との違いなどについて整理できていない。
- ・複数会派で構成する議員連盟について事務局職員の負担が残っている。
- ・議員連盟は超党派であるべきで議員全員に門戸を開くのが議員連盟のあるべき姿という考えもある。

【改善方策】

- ・既存の議連も含め、有志の勉強会等との違いや設立方法の明確化といった運営に関するルール等について、新型コロナウイルス感染症収束後の活動状況や事務局職員の負担等を検証しつつ、具体的な検討事項や検討時期を含め、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

② 夏のエコスタイルへの県議会の対応について<各会派代表者会議所管>

異常気象の影響もあり、移行期間中の5月、10月であっても特に暑い日や寒い日があること、取組開始から20年が経過し服装のカジュアル化が進んでいることから、移行期間中の公式行事においても、それぞれの議員が自主的に服装を判断する取扱いに変更した [R3. 5]。

【実施効果（成果）】

- ・近年の気象状況に、それぞれの議員が体調等個々の状態に合わせてより柔軟に対応することができるため、一定の成果があった。
- ・移行期間中は公式行事でも自主的に服装を判断する議員が増え、節電等への対応も含め、エコスタイルの推進に効果があった。

〔検証対象外〕議員定数及び選挙区について<議員定数等調査特別委員会所管>

令和5年の統一地方選挙に向けて、「地域代表選出のあり方検討会」及び「議員定数等調査特別委員会」の検討結果を踏まえ、議員定数条例を改正した（豊岡市選挙区と美方郡選挙区を合区） [R4. 3]。

◎継続検討項目及び検証の過程で各会派から追加提案のあった検討項目

(1) 議会における危機管理訓練について<各会派代表者会議所管>

本会議場に配備したヘルメットを活用したシェイクアウト訓練、避難訓練の実施について検討を行った。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況を睨みつつ、資料2のとおり実施することとした。

(2) 議会庁舎のセキュリティの強化<各会派代表者会議所管>

事件事故等の発生を防止するため、議会庁舎のセキュリティ強化について、継続して議論する検討項目として新議会に申し送ることとした。

なお、検討にあたっては、設備等のコスト面の問題、当局庁舎のセキュリティ対策、開かれた県議会のイメージとのバランスを図る必要性といった課題があることもあわせて申し送ることとした。

(3) 県議会サテライトゼミの充実<各会派代表者会議所管>

県議会サテライトゼミについては、受け入れる大学ゼミの対象分野を「地域課題の調査研究やまちづくりの実践等」に限定せず、募集のあり方を見直すとともに、実施方法等の再構築を含めた改善方策を検討することとした。なお、令和4年度の2回目については、議員一人あたりのコメント時間を確保して活発な議論とするため、出席議員を各会派政務調査会長のみとすることとした。

(4) 「政調懇話会」及び「政策法務研修」の合同開催等<各会派代表者会議所管>

「政調懇話会」及び「政策法務研修」を一本化して合同開催とし、学識者等による講演を充実させることを検討することとした。

また、議員提案条例の制定・改正等の政策法務に関しては、当局法制所管課等による法制手続きや政策形成プロセスなどの実務的な研修の開催を検討することとした。

IV おわりに

議会改革検証委員会では、条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提案機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、これまで取り組んできた議会改革について、その実施効果を確認し、議論を通じて得られた課題をもとに鋭意検討を重ね、改善方策をとりまとめた。

二元代表制の一翼を担う県議会として、県民の負託に適切に応えていくためには、今後も絶えず改革の取組を重ね、議会機能の充実・強化に努めていかなければならない。

そのためにも、今回の検証で得られた課題や改善方策等が、今後の議会改革の取組の検討にあたって、十分生かされることで、県議会の更なる機能の発揮に結びつくことを望むものである。

議会広報の充実の検証結果報告

県議会広報については、令和元年度第1回広報委員会で「県議会広報基本方針」を定め、「オール県議会での発信」、「ユニバーサルデザインに配慮した広報の充実」、「若者の関心を高める広報の展開」「議会改革等の取組の重点的な発信」の4点を新たな取組の方針とした。

基本方針に基づき、より親しみやすい県議会として、県民との結びつきを一層深めることを目的として、議会の活動状況及び制度等を、多様な媒体を活用しながら、より効率的かつ広く県民に発信してきた。

【取組実績】

《基本方針》

1 オール県議会での発信

- ・議会広報テレビ番組における正副議長、正副常任委員長による議会活動の紹介
- ・2月定例県議会のテレビ中継の放映 など

2 ユニバーサルデザインに配慮した広報の充実

- ・視覚障害者向け広報物の充実（「点字広報」「声の広報」、議会総合PR誌「はい、県議会です。」への音声読み上げコードを掲載）
- ・議会ホームページのリニューアルに伴うアクセシビリティの向上
- ・傍聴者アンケートの質問文や回答項目をわかりやすい表現へ変更 など

3 若者の関心を高める広報の展開

- ・「“高校生版”ひょうご県議会だより」の作成（県内全高校生への配布）
- ・県議会ホームページ内「キッズページ」の開設（「WEB版」議場見学ツアー」動画公開）
- ・若者向け議会広報ポータルサイト開設に向けた調査・検討 など

4 議会改革等の取組の重点的な発信

- ・議員提案条例等の取組を重点的に発信
- ・「県議会だより」「県議会ホームページ」に議会改革の取組状況を掲載 など

《事業別》

◎印刷媒体による広報

（1）全世帯配布広報紙「ひょうご県議会だより」

- ・県広報紙との同時配布による効果的な広報の実施（シルバー人材センター等の活用による全戸配布地域の拡大）※R4年度～県広報紙の配布方法見直しにより、議会単独配布に伴う全戸配布地域の一部縮小。
- ・県内全公立図書館、県内全高校生への配布 など

（2）議会総合PR誌「はい、県議会です。」

- ・活字文章読み上げ装置で紙面情報を音声で聞くことができる音声コードの掲載 など

（3）“高校生版”ひょうご県議会だより

- ・高校生と県議会が共同して若者目線での議会取材を行い、広報紙を制作・発行

◎テレビによる広報

（4）議会広報テレビ番組「はい、県議会です。」

- ・番組名、放送内容、放送回数等の改編（正副議長の抱負、正副常任委員長による活動紹介）

（5）2月定例県議会テレビ中継

- ・開会日の知事提案説明および代表質問を放映

◎インターネットによる広報

(6) インターネット議会中継・録画配信

- ・「ライブ中継」「録画配信」「YouTube 録画配信」の画質向上 など

(7) 県議会ホームページ、県議会フェイスブック

- ・県ホームページへのサーバ移行によるセキュリティ強化、アクセシビリティ向上、スマートフォン対応、職員が随時更新可能な CMS 方式にリニューアル
- ・キッズページの開設、“WEB 版” 議場見学ツアー動画の配信
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる議会の取組を掲載
- ・議会運営委員会、常任委員会関連資料の掲載 など

【実施評価】

障害者や高齢者に優しい情報発信や、高校生が主体となり県議会と共同で広報紙を発行することで若者が県議会に関心を持つ機会となる広報に取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症への県議会の取組や、インターネット中継の画質向上など、適時適切な情報発信の取組は評価できる。

【今後の取組】

次期任期においても、今任期での基本方針を継承し、県民の誰もがわかりやすく見やすい情報の発信と若者の関心をさらに高める広報を目指し、コンテンツの充実や様々なデジタル媒体を活用した広報を研究しながら、より一層親しみやすい県議会となるよう取組を続ける必要がある。

《基本方針》

1	オール県議会での発信	議員個人の HP や SNS を活用した議会情報の発信や県議会 HP をはじめとする各媒体でのわかりやすく見やすい情報掲載の継続的な取組が必要である。
2	ユニバーサルデザインに配慮した広報の充実	引き続き、誰もが見やすくわかりやすい情報発信に向けたデザインの工夫と改善に取り組むとともに、障害者や高齢者など必要な方にも届く広報を続ける必要がある。
3	若者の関心を高める広報の展開	SNS のさらなる活用や高校・大学との協力など若者が関心を持つ取組を検討する必要がある。
4	議会改革等の取組の重点的な発信	県民への一層の周知とともに、議会を身近に感じ「読みたくなる」コンテンツの充実に取り組む必要がある。

《事業別》

1	県議会だより	引き続き、可能な限りの各戸配布に向けて、配布方法や経費抑制への検討・取組を続ける必要がある。
2	はい、県議会です。	広く県民の目にふれるよう配布先などの検討が必要である。
3	“高校生版” ひょうご県議会だより	後継事業においては、より多くの高校生に参加してもらうとともに、引き続き、若者目線での広報の実施に取り組む必要がある。
4	テレビ広報 「はい、県議会です。」 「2月定例会テレビ中継」	定期的な放送で議会活動を身近に感じてもらう役割はあり、放映の継続が必要と考えるが、内容や費用対効果について検討が必要である。
5	インターネット 議会中継・録画配信	県事業の進捗状況や県議会の理解促進のため重要なツールであることから、全委員会の中継及び録画配信等を検討する必要がある。
6	議会ホームページ・ 議会フェイスブック	若い世代向けサイト内の充実やさらなる SNS の活用を検討する必要がある。

議会における危機管理訓練の実施について

議会における危機管理訓練の実施については、代表者会議における議会改革検証において、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらも、可能な範囲で今年度を実施すべき、との合意が得られた。その具体的内容を次のとおりとする。

1 クラウドメールを活用した安否確認訓練

- (1) 実施日時 令和5年1月17日（火）午後
- (2) 想定災害 南海トラフ巨大地震 M9、最大震度7
- (3) 参加範囲 全議員
- (4) 内容
 - ① 議員公用クラウドメールへ地震発生メールを一斉配信
 - ② 各議員が「安否・被害状況報告メールフォーム」により報告
 - ア 議員氏名 イ 安否情報（無事・負傷等） ウ 登庁可否
 - エ 自宅の被災状況等 オ 周辺の被災状況等
 - ③ 情報を集約し、議長へ報告
 - ④ 後日、訓練の結果について取りまとめ、全議員へ情報提供

2 本会議場におけるシェイクアウト訓練 及び 避難訓練

- (1) 実施日時 令和5年2月下旬 2月定例会一般質問3日目 散会直後
- (2) 想定事案 緊急地震速報の発報
- (3) 参加範囲 本会議場来場者（但し、当局職員、傍聴者、報道機関の参加は任意）
- (4) 内容
 - ① 緊急地震速報の発報を議場においてアナウンス
 - ② ヘルメット装着
 - ③ 3つの安全行動＝まず低く！頭を守り！動かない！
 - ④ 1分間程度、体勢を保持
 - ⑤ 避難誘導（議長の号令を合図に実施）
 - 揺れが収まった想定で、議員は会派控室へ避難
 - （当局職員、報道機関は解散）
 - 保安員と事務局職員は、傍聴者を3号館1階ロビーへ誘導
 - [避難者はヘルメット着用]



※ ヘルメット装着、安全行動については、Jアラート発報時にも準用するものとして参加者に周知

議 会 改 革 検 証 委 員 会 委 員 等 名 簿

委 員 長	藤 本 百 男	(議会運営委員会委員長、自民党)
副 委 員 長	石 井 秀 武	(同副委員長、自民兵庫)
委 員	島 山 清 史	(公明党・県民会議)
〃	黒 田 一 美	(ひょうご県民連合)
〃	上 野 英 一	(ひょうご県民連合)
〃	伊 藤 勝 正	(公明党・県民会議)
〃	北 口 寛 人	(自民党)
〃	伊 藤 傑	(自民党)
〃	内 藤 兵 衛	(自民兵庫)
委 員 外 議 員	ね り き 恵 子	(共産党)
〃	高 橋 みつひろ	(維新の会)

検 証 の 経 過

- | | |
|-----------|--|
| 令和4年6月16日 | 第1回委員会
・ 運営要領の協議
・ 検証の進め方及び検証スケジュールについて |
| 7月19日 | 第2回委員会
・ 検証の進め方及び検証スケジュールについて
・ 議会改革の取組実績及び検証項目(案)について |
| 8月19日 | 第3回委員会
・ 検証項目に対する各会派の意見について
・ 追加提案について |
| 9月26日 | 第4回委員会
・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について
・ 追加検討項目に対する会派意見について |
| 10月24日 | 第5回委員会
・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について
・ 追加検討項目に対する会派意見について |
| 12月1日 | 第6回委員会
・ 正副委員長試案について |
| 12月8日 | 第7回委員会
・ 報告案について |